

2022 年 11 月

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

信託終了（繰上償還）に関する書面決議手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、以下の追加型証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、繰上償還を行う予定ですのでお知らせ申し上げます。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を経て実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、本書面および「書面決議参考書類」をご確認いただき、当ファンドの繰上償還に関する賛否および必要事項を「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

なお、「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は賛成するものとみなされます。したがって、当ファンドの繰上償還にご賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

今般の手続きにつきまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の対象となる投資信託の名称

東京海上 Rogge 世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月分配型）

2. 繰上償還の理由

当ファンドは、2013年9月4日の設定以来、外国投資信託「東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド ロシア・ルーブルクラス」（以下、外国投資信託）への投資を通じて、世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざしつつ、ロシア・ルーブルへの投資効果を追求した運用を行っております。

今般のロシア・ウクライナ情勢を背景にロシア・ルーブルの為替取引の流動性が著しく低下したことを受け、2022年2月28日以降、設定・解約の申込受付を停止する一方で、直物為替先渡取引（NDF）を利用することによりロシア・ルーブルのエクスポージャーの維持に努めてまいりました。

しかしながら、依然として流動性の改善は見られず、取引が厳しい状況が続いており、また、NDF以外の取り得る代替手段も見いだすことができない状況です。

このような状況下において、当ファンドでは設定・解約およびスイッチングの申込受付を停止している状態が長期化しており、ロシア・ウクライナ情勢改善の兆しも見られない中、受益者様に、ロシア・ルーブルもしくは他の通貨で投資効果を追求するという、通貨選択型の商品性をご提供できておりません。

また、為替取引のコスト高や、ロシア・ルーブル保有に係るリスクが依然として高い状況が続いております。このたびは受益者間の公平性等を考慮し、ロシア・ルーブルに関する為替取引を解消することに伴い、2022年11月21日以降、解約申込受付の再開を行います。

ロシア・ウクライナ情勢の改善の兆しも見られず、ロシア・ルーブルの回復の見通しが立たないことにより当ファンドの本来の商品性が提供できないことを鑑み、当ファンドの信託契約を解約し、繰上償還して受益者の皆様にお返しすることが望ましいと判断いたしました。

3. 繰上償還にかかる書面決議の日程

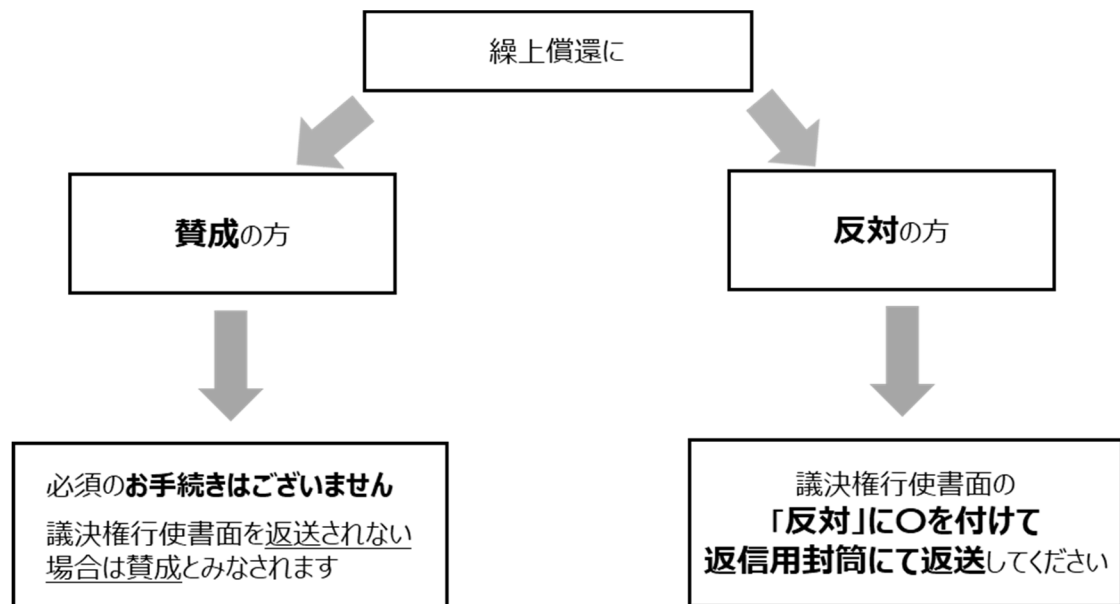
受益者の確定日	2022年11月8日（火）
書面決議にかかる議決権行使期限	2022年12月2日（金）まで
書面決議の日	2022年12月6日（火）
繰上償還日（予定）	2022年12月27日（火）

4. 書面決議のお手続きについて

書面決議において議決権を行使できる受益者の方は、2022年11月8日（火）現在の当ファンドの受益者となります。該当する受益者の方は、「議決権行使書面」をもって議決権を行使することができます。当ファンドの繰上償還に反対の受益者の方は、同封の「議決権行使書面」に必要な事項をご記入のうえ、返信用封筒にて弊社までご郵送ください。2022年12月2日（金）弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、当ファンドの繰上償還に反対するにあたっては、以下の点を十分考慮の上、お手続きください。

- ①議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2未満の賛成により、本書面決議が「否決」となり運用を継続する場合、ロシア・ウクライナ情勢改善の見通しや、為替取引にかかるコスト・流動性を考慮し、市況が現状から大きく改善していなければ、ロシア・ルーブルの為替取引を行わない想定です。
- ②ロシア・ルーブルの回復が見込まれる場合には、ロシア・ルーブルに関する為替取引を再開しての運用を行う予定ですが、市況・情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、当ファンドが保有しているロシア・ルーブルの為替予約取引ができなくなること、および為替変動の影響を大きく受け基準価額が予想外に下落する可能性、また当ファンドにおいて再度、解約受付を停止する場合があります。



【ご注意事項】

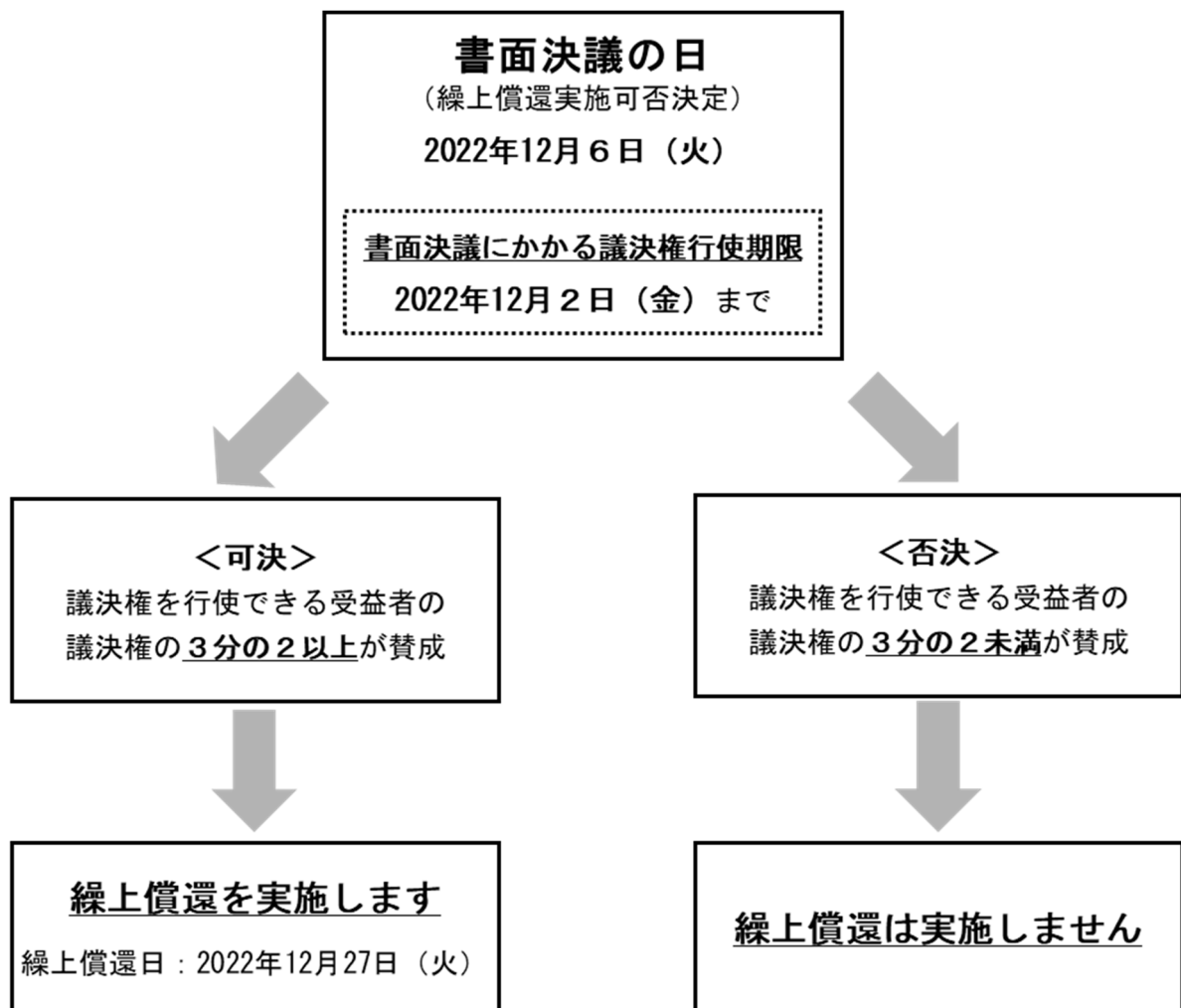
- * 議決権を行使されない場合は、賛成するものとみなします。（議決権行使書面の指定された欄に賛否の表示がない場合、書面決議にかかる議決権行使の期限までに書面が到着しない場合も賛成するものとみなします。）したがって、賛成される場合、議決権行使書面を郵送いただく必要はございません。
- * 同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- * 書面決議を行うにあたり、上記のお客様に関する情報を販売会および弊社が共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

～個人情報の取扱いについて～

お預かりいたしました個人情報は、繰上償還の実施の判断および議決権行使にかかるご本人確認のみに使用いたします。弊社では、ご本人の承諾がない限り、お預かりいたしました個人情報を上記以外の目的に使用すること、また、販売会社以外の第三者に開示・提供することはありません（法令により開示を求められた場合を除きます）。

5. 書面決議の結果について

当ファンドの書面決議の結果は、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）等にてお知らせいたします。



※当ファンドは、繰上償還が決定された場合でも、受益者が換金（解約）のお申込みを行ったときは、弊社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により解約代金が支払われます。そのため、当ファンドの約款第47条の規定に基づき、本議案に反対された受益者が受託会社に対して受益権の買取請求を行うことはできません。

本件に関するお問合せ：東京海上アセットマネジメント株式会社 サービスデスク
フリーダイヤル：0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

以 上